

お知らせ

当市の建設工事の入札について、令和4年4月1日より最低制限価格(失格基準価格)基準を改正します。

なお、令和4年4月1日以降に入札を実施するものから適用します。

○ 最低制限価格(失格基準価格)は、設計金額のうち、次の額の合計額とします。

(1) (2)以外の工事の場合

設計金額における直接工事費の97%

〃 共通仮設費の90%

〃 現場管理費の90%

〃 一般管理費等の68%

(2) 建築工事

設計金額における直接工事費の90%×97%

〃 共通仮設費の90%

〃 (直接工事の10%+現場管理費)×90%

〃 一般管理費等の68%

※設定範囲は10分の7.5~10分の9.2で変更はありません。【(1)、(2)工事共通】

安芸市企画調整課